

# 平成30年 第2回定例会

(平成30年7月25日～8月10日)

## 北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

## 平成30年第2回定例会会議録目次

### 第1号（7月25日）（水曜日）

1. 開 会	-----	6
1. 開 議	-----	6
1. 会議録署名議員の指名	-----	6
1. 諸般の報告	-----	6
1. 議会運営委員長の報告	-----	6
1. 会期及び会期日程の決定	-----	7
1. 議事日程の報告	-----	7
1. 議 事	-----	7
1. 報告第1号上程	-----	7
報 告		
1. 議案第4号上程	-----	9
提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1. 日程の追加	-----	12
1. 閉会中の継続審査について	-----	12
可 決		
1. 散 会	-----	13

---

### 第2号（8月10日）（金曜日）

1. 開 議	-----	18
1. 欠席・遅刻届出議員の報告	-----	18
1. 議事日程の報告	-----	18
1. 議 事	-----	18
1. 一般質問	-----	18

1. 質問順位 1 番 上須田清議員 ----- 18

1 地域に貢献し、親しまれる施設とは、どんな施設なのか、具体的に説明して欲しい。

平成29年5月22日作成の一般廃棄物処理施設整備基本計画概要の「1 一般廃棄物処理施設整備基本方針」の中の「⑤ 地域に貢献し、親しまれる施設」とあるが、具体的にはどんな施設か。

2 過去から処理施設は、周辺地域へ迷惑をかけていたが、新しい施設は、この問題がどのように改善されるのか。

過去から悪臭、ダイオキシン、ばいじん、車両の騒音など周辺地域への迷惑をかけていた。新しい一般廃棄物処理施設では、これらがどのように改善されるのか。

1. 閉 会 ----- 20

---

## 平成30年第2回定例会会期日程表

月日	曜日	会議	事項	備考
7/25	水	本会議（第1日）	報告議案、一般議案・平成30年度補正予算（提案理由説明・質疑・即決）、その他	
7/26-7/29		休会		
7/30	月	休会	※一般質問発言通告期限（正午）	
7/31-8/9		休会		
8/10	金	本会議（第2日）	一般質問	
※会期 7月25日から8月10日まで（17日間）				

### 平成30年第2回定例会議案等

#### 1. 議案

議案第1号 平成30年度北薩広域行政事務組合補正予算（第1号）

#### 2. その他

報告第1号 平成29年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について  
閉会中の継続審査について

平 29 陳情第1号 環境センターの平成30年3月末移転不履行に伴う稼働期間延長に対する陳情書

## 平成30年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第1号

平成30年7月25日（水曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	邑 山 初 徳 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 志 柿 隆 久

事務局

畠 山 義 昭	事務局長
佐 潟 進	総務課長
松 下 弘 明	施設管理課長
山 村 祐一郎	総務課施設整備係長
池 田 強	総務課介護認定審査係長
西 野 竜 一	総務課庶務係長
桐 原 祐 吉	施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター管理係長
竹 林 純 哉	総務課介護認定審査係主査

付議した事件

報告第1号

平成29年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について

議案第4号

平成30年度北薩広域行政事務組合補正予算（第1号）

閉会中の継続審査について

平29陳情第1号 環境センターの平成30年3月末移転不履行に伴う稼働期間延長に対する陳情書

午前10時00分 開 会

### 《開 会》

(仮屋園一徳議長)

おはようございます。ただいまの出席議員10名であり、定足数に達しております。これより、平成30年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

### 《開 議》

(仮屋園一徳議長)

これより本日の会議を開きます。

### 《会議録署名議員の指名》

(仮屋園一徳議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番大田重男議員、5番吉元勇議員を指名いたします。

### 《諸般の報告》

(仮屋園一徳議長)

諸般の報告を行います。理事長から提出のありました諸会議の出席報告については、議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

### 《議会運営委員長の報告》

(仮屋園一徳議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。7月26日から8月9日までは、休会とします。8月10日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。なお、第2日の会議については、一般質問通告者がいなかった場合は、開会しないこととします。以上が、会期日程等の概要でございます。

なお、一般質問の通告期限は、7月30日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。以上のことから、本定例会の会期は、本日から8月10日までの17日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。議案の上程は、日程第3から第4まで個別に上程いたします。日程第3の報告議案は、提案説明の後、質疑を行います。日程第4の補正予算議案については、委員会付託を省略し、即決の取扱いとします。

皆様の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

### 《会期及び会期日程の決定》

(仮屋園一徳議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から8月10日までの17日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

### 《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりに決めました。

### 《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

### 《日程第3 報告第1号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第3、報告第1号平成29年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。提案理由の説明及び報告を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。ただいま上程されました平成29年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会へ御報告を申し上げます。

次のページの継続費繰越計算書を御覧ください。新焼却処理施設整備事業に係る継続費総額は、平成29年度補正予算第1号で、平成28年度から平成32年度までの5カ年分109億9,100万円で組合議会の議決をいただき、現在、執行しているところでございます。平成29年度の継続費予算計上額は、7億8,105万円で、また、前年度からの通次繰越額は、2億6,954万8,800円で、合計10億5,059万8,800円が平成29年度繰越費予算現額であります。支出済額及び支出見込額は、8億2,191万1,040円であり、内訳としましては、ごみ処理施設発注仕様書等作成業務委託料と浸出水処理施設施工監理業務委託料及び敷地造成工事と浸出水処理施設建設工事に係る工事請負費であります。平成29年度継続費予算現額から支出済額を差し引いた額の2億2,868万7,760円が残額であり、併せて翌年度へ通次繰越額として繰り越したものでございます。

以上、御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。



すみません、先ほどの説明の中で平成 29 年度継続費予算現額、継続費と申し上げなければならなかったのを繰越費と申し上げたようでございます。お詫びして訂正いたします。

(仮屋園一徳議長)

報告が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(宮田幸一議員)

理解を深めるために教えてください。通常繰越がある場合は、3とおりしかありませんで、ここには書いてありませんけど、継続費の場合は逡次繰越と言います。一般会計でやる場合は明許繰越と言います。それから事故等によって繰越しをせざるを得ない場合は事故繰越という3つの私の知る限り繰越があるわけです。それで、逡次繰越の場合はですね、行政上の事務手続き上、決算の時にすべての報告書をまとめて添付するとなっているんと思うんですが、例えば出水市役所の新庁舎の時も継続費を使っておりますけども、その年度年度の逡次繰越をこういう形で報告されたことはありません。ただ、予算書の中に書いてある書類は綴じてはありましたけども、これをわざわざ、北薩広域行政事務組合でわざわざ報告されるということは地域住民、要するに2市1町の構成市町の住民に親切に説明してあげようということと、議会がもう少し理解度を深めてこれをやったださるよという意図から、わざわざここに書いてあるように地方自治法施行令のと書いてあるんですが、それでされているんですか。出水の新庁舎の時はこういう報告をわざわざ分けてされていませんので、なぜ、これをされたのか、その意図を知りたくてお尋ねをいたしております。

(椎木伸一理事長)

継続費に伴います、その、逡次繰越の報告の件でございますけれども、地方自治法の施行令の145条の中に継続費の毎会計年度の歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出を終わらなかったものは当該継続費の継続年度の終わりまでに逡次繰越をして使用することができる。また、この場合においては翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、議会に報告しなければならないという規定になってございましたので、それに基づいて報告をさしていただいているところでございます。

(宮田幸一議員)

今、言われたとおり前段はできる規定なんですね。必須規定ではなくて、できるという。だから、出水の新庁舎の時はできる規定だから、できる規定はしてもしなくてもいいわけですから、必須項目ではないからというふうに理解しましたので、今の答弁で結構です。よくわかりました。

(仮屋園一徳議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これで、報告第1号については終了いたします。

#### 《日程第4 議案第4号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第4、議案第4号平成30年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、平成30年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、職員の人事異動と職員の給与に関して準用しています出水市職員の給与に関する条例の一部改正による、給与削減率改正等に伴う職員給与費の調整でございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から御説明いたします。13ページをお開きください。第2款総務費1項1目一般管理費の補正額3万9,000円の減額は、職員給与費におきまして、人事異動と職員の給与削減率改定等に伴う給与費の調整によるものでございます。以下、各費目における職員給与費につきましても、同じ理由でございます。第3款民生費1項1目介護保険業務費では、132万7,000円、第4款衛生費1項清掃費の1目じんかい処理費が7,000円、2目リサイクル処理費が14万5,000円、3目し尿処理費が1万2,000円それぞれ減額となるものでございます。

これに対する歳入は、11ページの市町負担金で調整し、計上したところでございます。以上が本補正予算の概要でございます。

今回の補正額は153万円の減額で、これにより予算規模は21億3,326万9,000円となるものでございます。よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(仮屋園一徳議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(中嶋敏子議員)

いま減額補正が153万と言われたわけですが、これは人事異動に伴うものと、それと、出水市の職員給与が0.5%ですかね、緩和に伴う見直しによる補正かと思うんですけれども、その内訳をですね、人事異動に伴うものと、0.5%緩和されたものに伴うものについて、一つはお尋ねしたいということ。県内の自治体で、給与カットをしている自治体がわかれば教えていただきたいということ。出水市に準じてということなんでしょうけれども、いま財政が逼迫している状況ではない中で、給与カットを入れている理由について、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

(椎木伸一理事長)

3つほどの質問をいただきましたけれども、事務局の方から答弁をさせたいと思います。

(畠山義昭事務局長)

中嶋議員からの御質問でございます。人事異動に伴うものと給与削減率の改正による分ということでございます。補正予算書の第1号の16ページをお開きいただきたいと思っております。この下段、2給料及び職員手当の増減額の明細ということの備考でございます。給与削減率の改正による増分が、給料でございますが42万9,000円、人事異動による減分が61万3,000円。職員手当が人事異動による減分が43万8,000円。その他による減分が28万2,000円となっているところでございます。

(佐潟進総務課長)

中嶋議員の御質問にお答えいたします。給与カットの総額でありますけれども、カットがなかった場合の金額につきましては現職員でいきますと給与で212万4,000円、共済費で12万7,000円、カットがされておりますので、総額225万1,000円がカット額の総額となります。それから、カットをしている自治体ということでもありますけれども、固有名詞で言うのもですが4自治体、鹿児島県内の自治体ではカットがされているようであります。あと、出水市の給与になぜ準じているかということにつきましては、北薩広域行政事務組合の給与に関する条例に基づいて、出水市に準じているというふうになっている関係で、出水市の給与を準用していることとなります。

(椎木伸一理事長)

最後の御質問の給与カットを入れている理由ということでございました。出水市の場合は、全体の県内を見まわしてみても水準的な考慮から、そういったカットが入れられているというふうに認識しております。

(中嶋敏子議員)

ただいま説明をいただいたわけですが、カットがなかった場合ということは、今0.5%緩和をした残りの給与減額がされているのが225万1,000円として理解していいのかということと、2市1町なんですけれども私の認識では阿久根市と出水市はカットの中に調査では入っていると思っております。曾於市も入っていたんじゃないかと思えますね。県はやめていると思えますけれども、この広域の構成メンバーである長島町はカットされているかわかれば教えて下さい。

(畠山義昭事務局長)

御指摘のとおりでございます。阿久根市、出水市がカットがありまして、長島町ではカットは行っていらっしゃらないということでございます。

(佐潟進総務課長)

中嶋議員からの確認のカット額の部分につきましては、広域職員がカットがない場合の金額ということで御理解していただきたいというふうに思います。カットが全くない、0%という場合の金額との差額が225万1,000円ということになります。

(仮屋園一徳議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま提案をされている補正予算に対して、問題点を指摘をして反対をしたいというふうに思います。

私は、本年度の平成 30 年度の出水市議会での職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についても反対討論をしておりますので、それとの関係もありますけれども、いま、広域行政事務組合の職員給与は出水市の職員に準じていることは十分承知をしておるわけですが、出水市がなぜ減額をするのかというのについて理事長が全体を見まわしてカットしてるんだというふうに言われたんですけども、基金残高もですね、県内では市民一人当たりでいきますと、2 番目に高い基金残高を持っている中で、県も給与カットをやめておりますね。人事院勧告もいま給与アップを勧告をしている状況の中で、安倍首相自体も経済界に対して 3%の賃上げを自ら要請されているほどでありますね。今日、最低賃金の報告もあっていましたけれども、3 年連続、3%の引き上げをしているというふうなことがニュースで報道されておりました。いまなぜ給与カットなのか、0.5%の緩和が何の意味があるのか、私はどちらも理解に苦しみます。給与カットの緩和ではなく、カットそのものをやめるべきだという立場で出水市では意見を述べました。長島町からの出向職員については、出向元の長島町が給与カットを入れていないということからですね、退職金とか年金に対しても影響が出てくるわけでありまして、カットしなかった場合と比較をすると 225 万 1,000 円の損失に繋がっていると思います。そういう点で、金額としては非常に少ない金額ですが、やられていることに納得できないことから反対したいと思います。

(仮屋園一徳議長)

他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これから、議案第4号平成30年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

(仮屋園一徳議長)

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時24分 休 憩

午前10時55分 再 開

### 《日程追加》

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、日程の追加について、お諮りします。ただいま、総務委員長から、閉会中の継続審査についての申し出が提出されました。これを本日の日程に追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。

よって、日程はお手元に配付しましたとおりと定め、追加することに決定しました。これからの日程は、お手元に配付しました追加議事日程により進めますので、御協力をお願いします。

### 《追加日程第1 閉会中継続審査 上程》

(仮屋園一徳議長)

追加日程第1、閉会中の継続審査についてを議題とします。総務委員長から、会議規則第109条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。平29陳情第1号は、総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする

ことに決定しました。

**《散 会》**

(仮屋園一徳議長)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。第2日の会議は、8月10日に開きます。お疲れさまでした。

午前10時57分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 \_\_\_\_\_

北薩広域行政事務組合議会議員 \_\_\_\_\_

北薩広域行政事務組合議会議員 \_\_\_\_\_





## 平成30年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第2号

平成30年8月10日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 9名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	道 上 正 己 議員

欠席議員 1名

6 番	邑 山 初 徳 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 志 柿 隆 久

書記次長 森 山 佐 知

事務局

畠 山 義 昭	事務局長
佐 潟 進	総務課長
松 下 弘 明	施設管理課長
山 村 祐一郎	総務課施設整備係長
池 田 強	総務課介護認定審査係長
西 野 竜 一	総務課庶務係長
桐 原 祐 吉	施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター管理係長

付議した事件  
一般質問

午前10時00分 開 会

### 《開 議》

(仮屋園一徳議長)

おはようございます。ただいまの出席議員8名であり、定足数に達しております。これより、平成30年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会第2日の会議を開きます。

### 《欠席・遅刻届出議員の報告》

6番、邑山初徳議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。また、10番、道上正己議員から、遅刻する旨の届出がありました。

### 《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり決めました。

### 《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

### 《日程第1 一般質問》

(仮屋園一徳議長)

日程第1、一般質問を議題とします。本定例会の質問通告者は1名です。これより、一般質問に入りますが、質問者の発言、並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明・的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。なお、再質問から一問一答方式とし、各議員の質問時間は40分以内とします。通告に従い、2番上須田清議員の質問を許します。

(上須田清議員)

おはようございます。過去に御質問もしくは説明があったかと思いますが、初めてなので2点ほど質問をさせていただきます。

1点目、平成29年5月22日作成の一般廃棄物処理施設整備基本計画概要の1の一般廃棄物処理施設整備基本方針の中で、⑤に地域に貢献し、親しまれる施設とありますが、具体的には、どのような内容の施設か説明をお願いします。

2点目が、過去から、悪臭、ダイオキシン、ばいじん、車両の騒音など、周辺地域へ迷惑をかけてきました。今回の新しい一般廃棄物処理施設では、今までの問題が従来の施設に比べて、どのように改善されるのか。排ガス基準、排水対策、騒音、振動、悪臭について、遵守する基準値を示してください。また、実現可能な基準なのか。その数値については、稼働後追跡調査を継続し、その結果を情報開示する必要があると考えますが、実現できるかどうかお答えください。

(椎木伸一理事長)

あらためまして、おはようございます。上須田清議員の御質問に、お答えします。

まず、一般廃棄物処理施設整備計画の基本方針にある「地域に貢献し、親しまれる施設」についてお答えします。現在整備中の一般廃棄物処理施設につきましては、基本方針として、施設整備・運営のコンセプトのひとつに「地域に貢献し、親しまれる施設」を掲げておりまして、積極的な情報公開のもと、住民に理解され、受け入れられる施設、地域に貢献できる施設を目指しております。その具体的な内容でございますが、まず、今年度の西日本豪雨災害をはじめ、近年の災害発生時に問題となっております災害ゴミに対応する災害廃棄物置場を設置いたします。構成市町におきましても、平成9年の針原土石流災害、11年の台風18号災害、18年の鹿児島県北部豪雨災害が発生していることは、御案内のとおりでございます。災害発生時には、「地域に貢献できる施設」としての役割を果たすことができるのではないかと考えております。なお、この災害廃棄物置場は、通常は地域の方々に、グラウンドゴルフ場等に活用いただくよう開放する予定でありまして、「地域に親しまれる施設」になるのではないかと考えているところです。

次に、学校、老人クラブ、自治会等の施設見学者に対して、ごみ処理・資源化の流れを説明するとともに、ごみの発生抑制・再利用などの情報発信、再生利用品の展示などを通して、ごみの減量化やリサイクルの必要性など、「見て」、「触れて」、「体感して」、「実践する」、啓発施設として整備を行います。具体的には、ごみ処理施設の中に、「情報発信ゾーン」、「再生リサイクルゾーン」、「多目的ゾーン」、「市民活動支援ゾーン」の4つのゾーンを設置いたします。市民活動支援ゾーンでは、各種会議やサークル活動、研修等に活用いただけるよう、市民への貸し出し可能な場所を設置する予定です。また、本施設は、地域住民や構成市町との協議が必要になりますが、施設周辺住民の方々の災害避難場所としての活用も可能ではないかと考えているところでございます。さらに、施設の維持管理については、できるだけ地元企業や団体等をお願いしたいと考えており、地域振興にも寄与するものと思っております。以上が現在計画している、「地域に貢献し、親しまれる施設」の具体的な内容でございますが、今後におきましても、議員の皆様をはじめ、住民の方々と協議を行いながら、新施設が「より地域に貢献し、親しまれる施設」となりますよう努力してまいりたいと考えております。

次に、「ごみ処理施設は、過去から周辺地域へ迷惑をかけていたが、新施設は、この問題がどのように改善されるのか。」について、お答えします。御案内のとおり、本組合のごみ処理施設につきましては、昭和47年に初代の焼却処理施設を建設し、以後20年間稼働いたしました。施設の老朽化とごみ搬入量の増加に伴い、平成4年に、2代目の焼却処理施設を建設し、現在に至っております。御指摘の「過去から周辺地域へ迷惑をかけていた」とのことでございますが、そのことにつきましては、平成4年まで稼働していた初代の焼却処理施設での時ではないかと考えております。初代の焼却処理施設につきましては、国の環境基準値はクリアしていましたが、集じん装置など、現在の技術と比較した場合、ばいじん等を完全に捕集することが困難な状況でした。また、臭気につきましても、施設全体を建屋で囲っていなかったことから、御迷惑をおかけしたものと考えております。そのことから、地元住民の方々から公害補償の要求書が提出されております。その後、地元住民の方々と協議を重ね、迷惑料として一時金や交付金等を交付して問題の解決を図ったところでございます。これらのことから、現在稼働しております2代目の焼却処理施設の排ガスについては、集じん装置にろ過式集じん器を採用し、ばいじん等が発生しないような対策を講じたことにより、周辺住民の皆様には、御理解を

いただいているものと認識しているところでございます。今回整備いたします、一般廃棄物処理施設での改善についてでございますが、焼却処理施設につきましては、当然のことながら、排ガス基準値、排水基準値等、国の基準値を遵守することはもちろんでございますが、組合独自のより厳しい自主規制値を設定しているところでございます。排ガスにつきましては、ばいじん濃度の法規制値は、0.15 グラム・パー・ノルマル立方メートル以下でございますが、自主規制値は、0.01 グラム・パー・ノルマル立方メートル以下に設定しております。塩化水素濃度の法規制値は、430 p p m 以下でございますが、自主規制値は、50 p p m 以下に設定を行っているところでございます。また、硫黄酸化物の法規制値は、数千 p p m 以下でございますが、自主規制値では 50 p p m 以下に設定しており、窒素酸化物の法規制値は、250 p p m 以下でございますが、自主規制値では 100 p p m 以下に設定しているところでございます。ダイオキシン類につきましては、法規制値 5 ナノグラム以下に対しまして、自主規制値では 0.1 ナノグラム以下に設定しており、法令の規制値及び現在の焼却処理施設の自主規制値より、厳しい設定値としております。排水につきましては、ごみ処理施設のプラント排水は無放流とし、生活排水については、浄化槽を設置し、法令の基準値を遵守してまいります。さらに、騒音、振動、悪臭につきましても法令の基準値を確実に遵守することとしているところでございます。なお、排ガス、排水、騒音等の基準値の実現につきましては、当然のことながら実現可能な設定値でありますし、ごみ処理施設は、性能発注方式を採用しておりますことから、発注仕様書にも公害防止基準を示しておりますので、性能試験において、数値をクリアすることが条件となっております。現在の施設におきましても、周辺の集落に毎年、測定結果を報告し、集落の総会時に出向いて意見交換会を実施しているところでございますが、新施設稼働後につきましても、法令に基づき、各種項目の測定を行い、結果につきまして周辺地域の方々に報告、説明するとともに、組合のホームページにも掲載していきたいと考えているところでございます。

[10 番 道上正己議員 着席]

(上須田清議員)

1 番目の質問に対して回答いただきましたけれども、よくわかりました。お願いですけれども、一般廃棄物処理施設が過去から周辺地域に迷惑をかけてきた経緯を考えると、基本方針の地域に貢献し、親しまれる施設づくりが、言葉だけで終わってはいけない。必ずクリアすべき方針であると考えます。今後しっかりと管理をしていただくようお願いを申し上げます。

2 番目の質問です。十分に詳細に今後の方針、計画、活動について、基準について御報告をいただきました。了解をいたしました。以上です。

(仮屋園一徳議長)

以上で、質問者の質問が終わりました。

## 《閉 会》

(仮屋園一徳議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、平成 30 年北薩広域行政事務組合議会第 2 回

定例会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 \_\_\_\_\_

北薩広域行政事務組合議会議員 \_\_\_\_\_

北薩広域行政事務組合議会議員 \_\_\_\_\_